## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	<ul><li>○ 知事</li></ul>	市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県	
3. 市区町村名	八峰町	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	94-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.happou.akita.jp/docs/2015090400263/	

執行機関名 八峰町長

高齢者の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	八峰町福祉医療費支給要綱 (平成18年3月27日訓令第26号)による福祉医療費の 支給に関する事務(高齢者の医療費)
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		八峰町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 右欄 八峰町福祉医療費支給要綱 (平成18年3月27日訓令第26号)による福祉医療費の 支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	八峰町福祉医療費支給要綱(平成18年3月27日訓令第26号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的		第1条 この訓令は、町に居住地を有する乳幼児、小学生、中学生、ひとり親家庭の児童、 <u>高齢身体障害者</u> 及び重度心身障害(児)者の <u>心身の健康</u> の保持と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとす
⑦独自利用事務の関連規範		八峰町福祉医療費支給要綱(平成18年3月27日訓令第26号)